

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 「住民基本台帳ファイル」 別紙2

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

移転先1	障害福祉課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第9の項、児童福祉法施行規則第18条の6
②移転先における用途	本人確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者及び対象障害児及び世帯構成員
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2	健康増進課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第14の項、予防接種法
②移転先における用途	対象者の確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種の対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	障害福祉課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第20の項、身体障害者福祉法第15条
②移転先における用途	本人確認、受給資格確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報

④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者、受給者の配偶者、世帯員等
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	障害福祉課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第21の項、身体障害者福祉法第18条
②移転先における用途	本人確認、扶養義務者の確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	措置対象者及び扶養義務者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先5	社会福祉課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第23の項、生活保護法第29条
②移転先における用途	本人確認、扶養義務者の確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要保護者及び被保護者

⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6	市民税課、資産税課、納税課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第24の項、地方税法
②移転先における用途	本人確認、該当確認、納税義務者管理を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	地方税賦課対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先7	住宅政策課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第27の項、公営住宅法、公営住宅法施行令、つくば市市営住宅条例、つくば市市営住宅条例施行規則
②移転先における用途	入居者の管理を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居している世帯員
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	国民健康保険課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第44の項、国民健康保険法、つくば市国民健康保険税条例

②移転先における用途	国民健康保険資格の確認、住所確認を行う。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者及び擬制世帯主	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先9	医療年金課	
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第46の項、国民年金法施行令第1条の2	
②移転先における用途	国民年金届出・申請の審査を行う。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金被保険者及び受給者	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先10	障害福祉課	
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第50の項、知的障害者福祉法第16条	
②移転先における用途	本人確認及び扶養義務者の確認を行う。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	措置対象者及び扶養義務者	

⑥移転方法	☐ 〇 〕市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先11	こども政策課	
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第56の項、児童扶養手当法施行規則第1条、2条、4条、6条	
②移転先における用途	同一住所に受給対象者以外の者が住所登録しているかどうかを確認し、受給資格の確認を行う。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者及び同一住所登録者	
⑥移転方法	☐ 〇 〕市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先12	社会福祉課	
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第60の項、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則	
②移転先における用途	請求内容の確認を行い、茨城県へ報告する。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	戦没者妻及び同一世帯員	
⑥移転方法	☐ 〇 〕市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先13	高齢福祉課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第61の項、老人福祉法、つくば市老人福祉法施行細則
②移転先における用途	本人確認及び健康保険該当等の確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	虐待等により生活環境上問題がありかつ経済的困窮している状況と判断すべき申請者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先14	社会福祉課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第62の項、戦傷病者特別援護法、戦傷病者特別援護法施行令、戦傷病者特別援護法施行規則
②移転先における用途	申請内容の確認を行い、茨城県へ報告する。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	戦傷病者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先15	障害福祉課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第67の項、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条、15条
②移転先における用途	本人確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者、配偶者又は扶養義務者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先16	社会福祉課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第68の項、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
②移転先における用途	申請内容を確認し、茨城県へ報告する。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	戦没者妻及び同一世帯員
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先17	健康増進課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第70の項、母子保健法
②移転先における用途	本人確認、世帯状況の確認、通知発送、訪問先確認などを行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	妊産婦、乳幼児、対象児の保護者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先18	社会福祉課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第71の項、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付法施行規則
②移転先における用途	申請内容を確認し、茨城県へ報告する。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	戦傷病者妻及び同一世帯員
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先19	こども政策課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第81の項、児童手当法施行規則第1条の4、6条、11条
②移転先における用途	受給資格を確認する。 DV等支援対象者かどうか等を確認する。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者、受給対象児童、配偶者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先20	医療年金課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第85の項、高齢者の医療の確保に関する法律
②移転先における用途	本人確認、後期高齢者医療該当確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報

④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先21	社会福祉課	
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第95の項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	
②移転先における用途	本人確認を行う。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支援給付者	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先22	介護保険課	
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第100の項、介護保険法、介護保険法施行法、介護保険法施行令	
②移転先における用途	資格確認、世帯状況の確認を行う。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び世帯員	

⑥移転方法	☐ 〇] 庁内連携システム ☐] 電子メール ☐] フラッシュメモリ ☐] その他 ()	☐] 専用線 ☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先23	社会福祉課	
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第104の項、被災者生活再建支援法	
②移転先における用途	本人確認を行う。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支給対象者	
⑥移転方法	☐ 〇] 庁内連携システム ☐] 電子メール ☐] フラッシュメモリ ☐] その他 ()	☐] 専用線 ☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先24	健康増進課	
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第111の項、健康増進法	
②移転先における用途	対象者の確認を行う。	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	健康増進事業対象者	
⑥移転方法	☐ 〇] 庁内連携システム ☐] 電子メール ☐] フラッシュメモリ ☐] その他 ()	☐] 専用線 ☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先25	農業行政課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第112の項、独立行政法人農業者年金基金法、独立行政法人農業者年金基金法施行令
②移転先における用途	本人確認、世帯員の確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	年金加入者、受給者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先26	障害福祉課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第117の項、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、つくば市障害者日常生活用具給付事業実施要綱、つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給要綱、つくば市障害者日中一時預かりサービス利用費助成金支給要綱、つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス利用費助成金支給要綱
②移転先における用途	本人確認、世帯員確認、受給資格の確認等を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者、受給者の配偶者、世帯員
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先27	幼児保育課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項別表第127の項、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、つくば市立保育所条例、つくば市保育所条例施行規則
②移転先における用途	保育所入所時の申請内容の確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報

④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保育所入所児童とその世帯員
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先28	医療年金課
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条及び第5条(別表第二第17の項)、つくば市医療福祉費支給条例、つくば市医療福祉費支給条例施行規則
②移転先における用途	本人確認、居住地確認を行う。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者、所得判定対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度